

主な補正内容について

【主な補正内容】

分野	前回（平成28年2月10日） 補正時	今回（平成28年4月12日） 補正時	補正内容
重大事故等 対処施設	【本文】 …及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、__居住性に係る判断基準である…	【本文】 …及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、 <u>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時被災を考慮しても、居住性に係る判断基準である…</u>	同時発災を考慮することを明確にするため、より適切な表現に見直し
	【本文】 …に接続する通信連絡設備__を 配備し、…	【本文】 …に接続する通信連絡設備等を 配備し、…	より適切な表現に見直し
	【添付書類八】 原子炉格納容器下部注水設備… として、__恒設代替低圧注水ポン プ、…を使用する。	【添付書類八】 原子炉格納容器下部注水設備… として、 <u>原子炉下部キャビティ注水 ポンプ、恒設代替低圧注水ポン プ、…を使用する。</u>	下部注水設備として使用するポン プについて、より適切な表現 に見直し（記載の不足を追記）
設計基準 対象施設	【添付書類八】 耐震設計審査指針…一部改訂） <u>における3号炉及び4号炉の基準 地震動S₁…</u>	【添付書類八】 耐震設計審査指針…一部改訂） <u>を踏まえた3号炉及び4号炉の基 準地震動S₁…</u>	より適切な表現に見直し
その他	【本文、添付書類八・九】 <u>「<u>实用発電用原子炉の設置、運転 等に関する規則の規定に基づく線 量限度等を定める告示</u>」</u>	【本文、添付書類八・九】 <u>「<u>核原料物質又は核燃料物質の 製錬の事業に関する規則等の規 定に基づく線量限度等を定める 告示</u>」</u>	告示の廃止及び施行に伴い、 告示名称について、より適切な 表現に見直し (平成28年4月1日施行)